

第83期 定時株主総会
交付書面

ステラケミファ株式会社

証券コード：4109

目次	事業報告	1
	連結計算書類	30
	計算書類	33
	監査報告書	36



事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度における国内経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調が続いているものの、物価や金融政策の動向、中東情勢をはじめとする国際情勢の不安定さなど依然として先行き不透明な状況が続いています。

このような環境のもと、当社グループは、顧客のニーズに基づいた多種多様なフッ化物製品の供給を行うとともに、特殊貨物輸送で培った独自のノウハウに基づいた化学品の物流を担う事業展開を行ってきました。

当連結会計年度の売上高は、半導体部門や電子材料部門の出荷量が前期と比較して増加したことに加え、運輸事業の運送取扱量が増加した結果、367億99百万円（前期比1.4%増）となりました。

利益面におきましては、売上高の増加に加え、採算が改善した結果、営業利益は46億44百万円（同7.1%増）、経常利益は44億24百万円（同6.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は30億58百万円（同5.7%増）となりました。

売上高

第83期
(2026年3月期) **36,799**百万円
(前期比1.4%増)

営業利益

第83期
(2026年3月期) **4,644**百万円
(前期比7.1%増)

経常利益

第83期
(2026年3月期) **4,424**百万円
(前期比6.3%増)

親会社株主に帰属する当期純利益

第83期
(2026年3月期) **3,058**百万円
(前期比5.7%増)

連結および単体の業績

		業 績 (百万円)	対前期増減率 (%)
連 結	売上高	36,799	1.4
	営業利益	4,644	7.1
	経常利益	4,424	6.3
	親会社株主に帰属する当期純利益	3,058	5.7
単 体	売上高	24,537	0.4
	営業利益	3,658	4.2
	経常利益	4,666	27.8
	当期純利益	3,593	49.9

なお、当期の配当につきましては、すでに実施いたしました中間配当85円に加え、2026年2月1日に創業110周年を迎えたことから、95円（普通配当85円、記念配当10円）の期末配当を実施し、1株当たり年間180円とすることを決定いたしました。

企業集団の事業別の状況

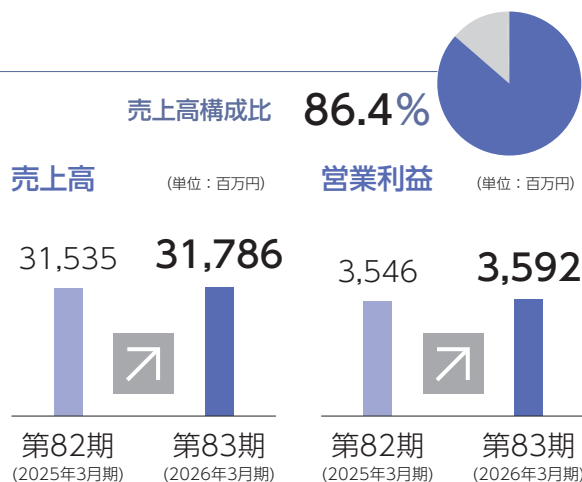
(単位：百万円)

事業別の状況	売 上 高			営 業 利 益		
	第82期 (2025年3月期)	第83期 (2026年3月期)	増減率	第82期 (2025年3月期)	第83期 (2026年3月期)	増減率
高純度薬品事業	31,535	31,786	0.8%	3,546	3,592	1.3%
運輸事業	4,636	4,892	5.5%	794	1,045	31.6%
その他事業	116	120	3.5%	18	28	54.7%
消去または全社	—	—	—	△20	△20	—
合 計	36,288	36,799	1.4%	4,338	4,644	7.1%

高純度薬品事業

高純度薬品事業のうち、主力の半導体部門の売上高は、活況なAI関連需要を背景に、出荷量が増加した結果、222億4百万円（前期比5.8%増）となりました。加えて、電子材料部門の出荷量が増加したことにより、高純度薬品事業の売上高は317億86百万円（同0.8%増）となりました。

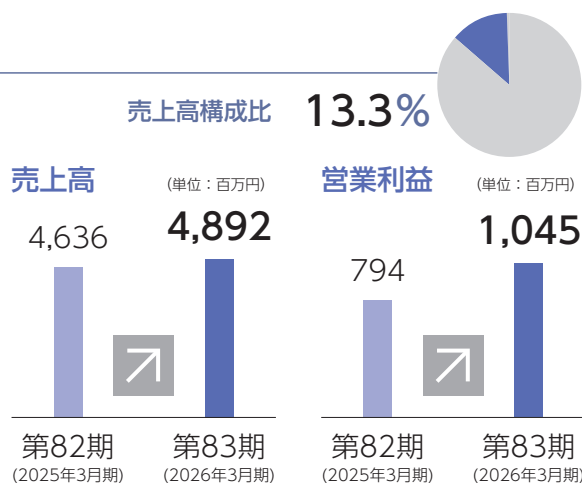
利益面では、売上高の増加に加え、原料価格上昇に伴う価格転嫁実施により、営業利益は35億92百万円（同1.3%増）となりました。



運輸事業

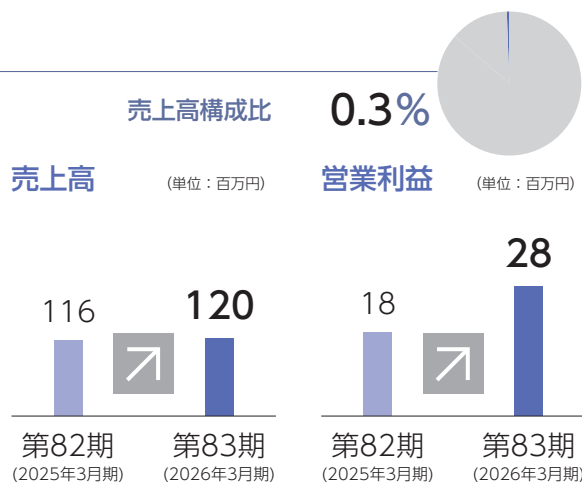
運輸事業につきましては、運送取扱量が前連結会計年度を上回った結果、売上高は48億92百万円（前期比5.5%増）となりました。

利益面では、売上高の増加および採算の改善により、営業利益は10億45百万円（同31.6%増）となりました。



その他事業

その他事業につきましては、保険代理業収入等が前連結会計年度を上回った結果、売上高は1億20百万円（前期比3.5%増）となり、営業利益は28百万円（同54.7%増）となりました。



2. 設備投資の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資の総額は、42億35百万円となりました。主な事業別の内容は、高純度薬品事業におきましては、超高純度フッ化水素酸製造設備の整備等を目的に40億6百万円、運輸事業におきましては、輸送力の増強および安定化を目的に2億26百万円の設備投資をそれぞれ行いました。

3. 資金調達の状況

設備投資に係る資金調達につきましては、自己資金および金融機関からの借入によっています。

4. 重要な企業再編等の状況

当社は、Soulbrain Holdings Co., Ltd.と2026年2月24日に資本業務提携契約を締結しており、これに伴い、同社普通株式363,088株（2025年9月30日現在の同社の発行済株式総数に対する割合1.73%）を2,088百万円で取得しております。

5. 対処すべき課題

① 経営の基本方針

当社グループは、それぞれの事業において、「迅速果敢」な意思決定のもと、既成概念にとらわれない強靱な経営体制を築きます。これを実現するために、事業活動を通じて適正な利益を確保し、変化を恐れず常に前向きに挑戦し続ける経営の実践に努め、ステークホルダーの期待に応えるべく「健全で信頼される企業」として社会に貢献してまいります。

② 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、企業価値の向上を目指すにあたり、収益重視の観点から、売上高・営業利益およびROEを経営上の目標の達成状況を判断するための指標としています。

③ 中期経営計画

当社グループは、2026年3月期から2028年3月期までを対象とする第4次中期経営計画を策定しております。真の成長に向け、地盤固めを経た「変革」の時と位置づける本計画期間におきましては、高純度薬品事業の伸張に牽引される収益拡大を基軸に、2028年3月期に売上高420億円、営業利益55億円、ROE8.0%以上の達成を目標としており、これに基づき各分野における施策を定めています。

健全で信頼される企業としてあり続けるために、高純度薬品の事業ポートフォリオの変革を推進し、持続的な成長を実現してまいります。

④ 経営環境および対処すべき課題

当連結会計年度におきましては、国内経済においては米国による関税引き上げなどの逆風に見舞われながらも、自動車などの耐久財を中心とした個人消費の増加など、内需主導で緩やかな回復傾向にあり、今後もその動きが継続することが見込まれております。世界経済においては、金融・財政面の下支えやAI関連需要を背景に、底堅く推移することが見込まれていたものの、中東情勢の悪化により、エネルギー価格上昇・輸出入への打撃・景気の押し下げが懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続くと予想されています。

このような経営環境において、当社グループでは次に掲げる課題・施策に取り組み、当社グループの持続的成長や企業価値向上を目指してまいります。

ア. 事業の持続的成長

高純度薬品事業の主力製品である半導体用高純度薬液は、高い品質と安定供給体制を強みとして競争力を築いてまいりました。この競争力を維持すべく、国内外の半導体メーカーにおいて投資計画が打ち出されている中、機を逃さず顧客のニーズに応じてさらなる販売拡大を実現してまいります。とりわけ、北米市場や台湾市場へのアプローチを推進するなど、海外シェアの拡大にも注力する方針です。並行して、主に中国から調達している主要原材料の調達先のさらなる分散化に向け取り組んでまいります。

また、研究開発部門においては、高機能な薬液の開発・改良に向け取り組んでおり、そのうち、高選択エッチング液の改良が2025年末に完了いたしました。引き続き開発や顧客評価を推し進め、競合他社との差別化を図り、競争力を高めてまいります。

この他の注力領域として、需要の拡大が期待される通信関連用途のフッ化物など、成長分野に関わる製品の用途・販売拡大を目指してまいります。堅実に需要を拡大してきた原子力関連施設で用いられる濃縮ホウ酸においては、足元では中国への販売が中心となっていることから、カントリーリスクを勘案し、日本・欧州・北米等のエネルギー政策に対応した販売拡大を目指してまいります。

また、高純度薬品事業を物流や原料調達の面から支える運輸事業では、人材の確保・定着・育成への取り組みが喫緊の課題となっています。処遇の見直しや採用の多角化などを図ることで事業基盤を確固たるものとし、併せて収益性を重視した取り組みの推進やコンプライアンス体制の継続強化にも努めてまいります。

イ. 新規事業の創出

フッ素化学を基礎とする独自技術を活かした研究開発の推進により、2030年代半ばを目標に新規事業の創出に取り組んでまいります。半導体関連では顧客ニーズに応じた新規薬液開発を遂行し、開発中の細胞培養容器や無機フッ化物ナノ粒子のさらなる高機能化、用途開発などを推し進めてまいります。

また新たに、独自のフッ素技術を融合したフロー合成法の確立に取り組み、これを活かした高付加価値有機フッ素化合物の開発にも注力いたします。加えて次世代テーマの創出・育成に向けては、マテリアルズ・インフォマティクスの活用といった研究開発手法の拡充、アカデミアとの連携強化、研究開発拠点のさらなる増設の検討などの施策にも取り組んでまいります。

また、研究開発成果を着実に事業に結びつけるため、マーケティングの視点における営業部門との連携強化、生産移管プロセス効率化の視点における生産部門との連携強化など、事業確立に向けた取り組みを推進いたします。

ウ. 資本コストと株価を意識した経営の実現

第4次中期経営計画期間においては、企業価値の一層の向上を目指し、事業戦略および財務・資本戦略の着実な遂行により、2028年3月期に想定株主資本コストを上回るROE8.0%以上の達成を目指します。

その達成に向けて、高純度薬品事業の伸長による利益成長を実現し、損益状況に応じた適切な財務体質を実現するべく、適切な株主還元を実施いたします。

エ. 経営基盤の強化

真の成長に向けた変革を支える基盤として、人的資本に関する取り組み、サステナビリティへの取り組み、デジタル化に向けた取り組みを推進いたします。

人的資本については、組織・人の変革を加速させるため、自律型人材の育成や組織力の強化を目指します。サステナビリティに関しては、基本方針に基づき、事業活動を通じて持続可能な社会の実現と企業価値の向上を目指すため、5つのマテリアリティの実現と、気候変動への対応に尽力してまいります。デジタル化においては、効率化から価値創造に向けて、定常業務の自動化といった事業プロセスの最適化などに取り組んでまいります。

さらなる経営基盤の強化に向け、中期経営計画に掲げる各施策の取り組みを着実に遂行してまいります。

※この「対処すべき課題」に記載されている将来に関する記述は、作成時点において当社が入手可能な情報に基づき記載したものであり、不確実性が内在しています。実際の状況等は、様々な要因により、これらの将来に関する記述と異なる可能性があります。

<ご参考> サステナビリティへの取り組み

当社は、経営理念の実践とともに、コーポレートスローガンでもある『Beyond the Chemical ～化学を超えて化学の向こうへ』のもと、事業活動を通じて持続可能な社会の実現と企業価値の向上に努めてまいります。



	マテリアリティ	目指す姿	目標水準
1	事業を通じた貢献	社会課題解決に貢献する次世代研究開発テーマに独創的視点で取り組み、培った独自技術を活かした新製品が提供できている状態	<ul style="list-style-type: none"> ・濃縮ホウ酸生産設備の整備および改良 ・フッ化スズ増産 ・半導体製造工程の改善につながる薬液 ・LiB電池の高性能化に寄与する材料 ・無機フッ素化合物またはフッ素化技術を用いた製品
		顧客のニーズを捉え高品質かつ安全性に配慮した製品を安定供給することにより、顧客満足が向上している状態	<ul style="list-style-type: none"> ・大手顧客上位20位の顧客満足度を年間平均最高評価率50%以上 ・顧客からの要求による安全講習会開催100%対応
2	気候変動への対応と環境保全	2050年カーボンニュートラルが達成できている状態	<ul style="list-style-type: none"> ・2013年度比で2030年度排出量を46%削減
		事業から排出される化学物質を管理・低減させ、自然環境への負荷を軽減できている状態	<ul style="list-style-type: none"> ・法令基準値の超過ゼロを継続
		効率的な水利用を行い、排出する水質の向上を図り水リスクを低減している状態	<ul style="list-style-type: none"> ・主要事業所3工場の取水量を2017年度比で10%削減
3	働きがいのある安全な環境の構築	従業員のワークライフバランスが実現され、働き甲斐を感じている状態	<ul style="list-style-type: none"> ・有給取得率80%以上を維持 ・男性育児休業取得率50%以上 ・定年退職後の再雇用は、現行の高水準(80%以上)を維持
		研修や資格取得により、従業員の仕事に対する意識や知識、技術が向上している状態	<ul style="list-style-type: none"> ・社外研修・講習、資格講習、社内研修の計画的な受講 ・基本給・賞与合計の男女賃金差異90%以上を維持(正規雇用・男性を100%とした場合)
		従業員が安全かつ健康で働ける状態	<ul style="list-style-type: none"> ・度数率：1.25/強度率：0.08
4	人権の尊重	サプライヤーを含め、人種、性別、民族、国籍等の事由による不当な差別をせず、人権を尊重し事業を実施できている状態	<ul style="list-style-type: none"> ・差別・ハラスメント防止、人権に関する定性的な取り組みを推進 ・人権方針の策定・公開
5	企業価値を高めるガバナンスの強化	従業員がコンプライアンス・関連法規を認識・遵守できている状態	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス重大違反件数：0件
		迅速に経営意思決定が実施され、経営の健全性が確保されている状態	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会の実効性評価(第三者評価) ・社外取締役選定基準の明確化 ・情報セキュリティ重大事故件数：0件
		ステークホルダーに対し、迅速かつ正確に期待される情報を開示している状態	<ul style="list-style-type: none"> ・日英同日同時開示 ・サステナビリティ情報の開示

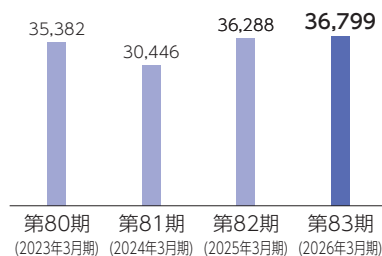
6. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

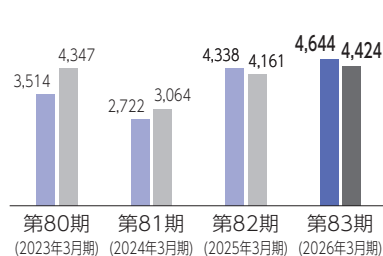
区 分	第 80 期 (2023年3月期)	第 81 期 (2024年3月期)	第 82 期 (2025年3月期)	第 83 期 (2026年3月期)
売上高	35,382	30,446	36,288	36,799
営業利益	3,514	2,722	4,338	4,644
経常利益	4,347	3,064	4,161	4,424
親会社株主に帰属する当期純利益	2,280	1,845	2,892	3,058
1株当たり当期純利益	186円03銭	153円48銭	241円00銭	258円45銭
総資産	55,471	58,618	60,725	64,149
純資産	43,162	44,501	44,992	48,061
1株当たり純資産額	3,568円67銭	3,679円90銭	3,791円73銭	3,918円11銭

売上高

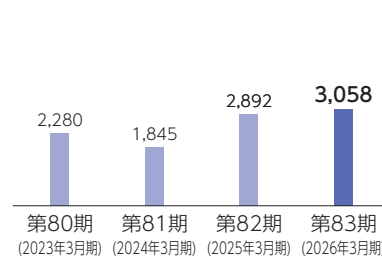
(単位：百万円)



営業利益 ■ / 経常利益 ■ (単位：百万円)

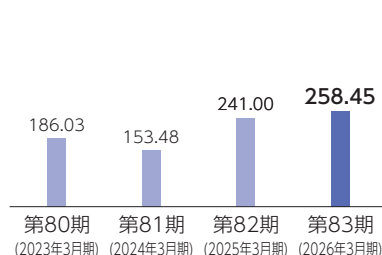


親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

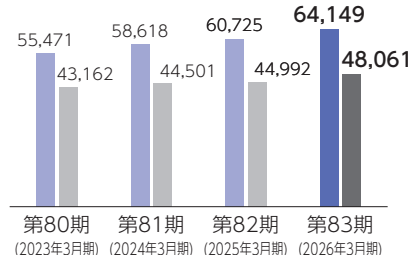


1株当たり当期純利益

(単位：円)

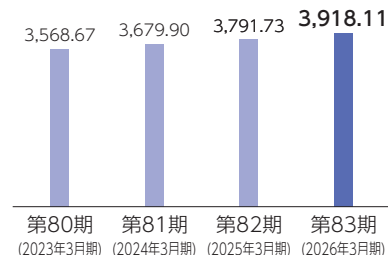


総資産 ■ / 純資産 ■ (単位：百万円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



7. 重要な親会社および子会社等の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資本金	当社の 議決権比率(%)	主要な事業内容
ブルーエクスプレス株式会社	350百万円	100	総合物流業等
STELLA CHEMIFA SINGAPORE PTE LTD	11,700千S\$	100	高純度薬品の製造・販売業
浙江瑞星フッ化工業有限公司	48,510千人民元	55	高純度薬品の製造・販売業
ブルーオートラスト株式会社	20百万円	100 (100)	自動車整備業および保険代理業
STELLA EXPRESS (SINGAPORE) PTE LTD	200千S\$	100 (100)	総合物流業
星青国際貿易（上海）有限公司	1,655千人民元	100 (100)	高純度薬品の販売業
青星国際貨物運輸代理（上海）有限公司	5,000千人民元	100 (100)	総合物流業等

(注) 当社の議決権比率欄の () 内は、間接保有割合を内数で表示しています。

③ 重要な関連会社の状況

名 称	資本金	当社の 議決権比率(%)	主要な事業内容
ステラファーマ株式会社	2,859百万円	33	医薬品の開発および製造販売業
衢州北斗星化学新材料有限公司	160,000千人民元	34	高純度薬品の製造・販売業

8. 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループの事業および事業内容、用途別主要製品は次のとおりです。

事業区分		用途別主要製品および事業内容
高 純 度 薬 品 事 業	半導体	半導体用高純度フッ化水素酸
	エネルギー	濃縮ホウ酸
		電池用フッ化物の開発
	電子材料	半導体装置用フッ化物・コンデンサー材料用フッ化物
		研究開発品
	一般製品	反応触媒用フッ化物
		歯磨き用フッ化物、その他フッ化物
工業用フッ酸	表面処理用フッ化水素酸	
仕入商品	商品	
運輸事業	化学品等の輸送業、保管業、通関業	
その他事業	自動車整備業および保険代理業	

9. 主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

名称		主要な営業所および工場	
子 会 社 等	ステラケミファ株式会社	本 社	大阪府大阪市中央区
		営 業 拠 点	大阪府大阪市中央区 東京都千代田区
		生 産 拠 点	大阪府堺市堺区 大阪府泉大津市 福岡県北九州市八幡西区
		研究開発拠点	大阪府堺市堺区
		ブルーエクスプレス株式会社	本 社
	営 業 所	千葉県袖ヶ浦市など9拠点	
	STELLA CHEMIFA SINGAPORE PTE LTD	本 社 ・ 工 場	シンガポール共和国
	浙江瑞星フッ化工業有限公司	本 社 ・ 工 場	中華人民共和国

10. 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
高純度薬品事業	369 (11) 名	△10 (2) 名
運輸事業	300 (24) 名	△3 (4) 名
その他事業	14 (0) 名	2 (－) 名
合 計	683 (35) 名	△11 (6) 名

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
293 (11) 名	△1 (2) 名	39.53歳	15.18年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しています。

11. 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,021
株式会社三菱UFJ銀行	1,248
株式会社りそな銀行	850
株式会社池田泉州銀行	571
三井住友信託銀行株式会社	563

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 40,000,000株
2. 発行済株式の総数 12,973,248株 (自己株式 601,269株を含む)
3. 株主数 7,668名
4. 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,641,300株	13.26%
株式会社FUKADA	1,203,000株	9.72%
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	550,700株	4.45%
橋本 亜希	521,867株	4.21%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	500,000株	4.04%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	477,200株	3.85%
CACEIS BANK, LUXEMBOURG BRANCH / AIF CLIENTS ASSETS	394,000株	3.18%
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG	390,300株	3.15%
橋本 信子	367,694株	2.97%
深田 麻実	334,500株	2.70%

(注) 持株比率は、自己株式601,269株を控除して計算しています。

5. その他株式に関する重要な事項

① 株式給付信託（J-ESOP）制度の概要

当社は、従業員の福利厚生サービスとして、自社の株式を給付し、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的とする株式給付信託（J-ESOP）制度を導入しています。なお、当期末に信託口が所有する当該株式数は、95,900株です。

② 役員向け株式給付信託制度の概要

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「取締役等」といいます。）の報酬と当社の業績および株式価値の連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、役員向け株式給付信託制度（以下「本制度」といいます。）を導入しています。本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（「役員向け株式給付信託」。以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、取締役等に対して付与するポイントの数に相当する数の当社株式および当社株式の時価相当額を、本信託を通じて各取締役等に対して、取締役等が退任した場合等に交付および給付する制度です。なお、当期末に信託口が所有する当該株式数は、70,000株です。

③ 当社従業員への譲渡制限付株式付与制度

当社は、2023年2月22日開催の取締役会決議に基づき、一定の条件を満たす従業員に対して譲渡制限付株式を付与する制度を導入し、本制度に基づき、2025年6月30日付けで当社普通株式13,850株の自己株式の処分を行っています。

④ 資本業務提携に基づく第三者割当による自己株式の処分の概要

当社は、2026年2月24日開催の取締役会決議に基づき、Soulbrain Holdings Co., Ltd.と資本業務提携契約を締結しました。これに伴い、2026年3月12日付けで当社普通株式389,200株の自己株式の処分を行っています。

3 会社の新株予約権等に関する事項 （2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項 (2026年3月31日現在)

1. 取締役の状況

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	橋本 垂希	
代表取締役副社長	坂 喜代憲	生産統括 ブルーエクスプレス株式会社 代表取締役社長
専務取締役	高野 順	研究開発担当
取締役執行役員	小方 教夫	営業統括兼大阪営業部長
取締役執行役員	土谷 匡章	三宝工場長
取締役執行役員	中島 康彦	経理部長
取締役執行役員	飯島 猛司	シンガポール担当 STELLA CHEMIFA SINGAPORE PTE LTD Managing Director
取締役 (監査等委員)	菊山 裕久	
取締役 (監査等委員) 【社外】	西村 勇作	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 パートナー弁護士 株式会社ヴィス 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員) 【社外】	松村 真恵	松村真恵税理士事務所 所長
取締役 (監査等委員) 【社外】	山本 淳	弁護士法人堂島法律事務所 パートナー弁護士 株式会社レボインターナショナル 社外監査役 株式会社翻訳センター 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員) 【社外】	西野 佳代子	西野佳代子税理士事務所 所長
取締役 (監査等委員) 【社外】	内田 明美	石原産業株式会社 社外取締役 イリソ電子工業株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）西村 勇作氏は、弁護士として会社法務に関する豊富な経験を有しており、企業活動全般について適正性を判断するうえでの専門的知見を有しています。
2. 取締役（監査等委員）松村 真恵氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 取締役（監査等委員）山本 淳氏は、弁護士として会社法務に関する豊富な経験を有しており、企業活動全般について適正性を判断するうえでの専門的知見を有しています。
4. 取締役（監査等委員）西野 佳代子氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 取締役（監査等委員）西村 勇作氏、松村 真恵氏、山本 淳氏、西野 佳代子氏および内田 明美氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。
6. 菊山 裕久氏は常勤監査等委員であります。常勤監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等へ出席することや、内部監査部門等との連携を密に図ること等により得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
7. 執行役員制度を導入しており、2026年3月31日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	劉 志武	アジアグローバル特命担当
執行役員	小池 みゆき	総務部長
執行役員	中川 佳紀	泉工場長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としています。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および連結子会社の取締役、監査役および執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用が補填されることとなります。ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に受けたことや犯罪行為に起因する損害等は補填の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

4. 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

中期経営計画に掲げた施策を着実に実行し、持続的な企業価値の向上を図っていくため、当社の取締役の報酬は、報酬と業績の連動性を明確にしたうえで、株主との価値共有を高めていく報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責、経験および貢献に応じた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「業務執行取締役」といいます。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことといたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、外部調査機関による調査データに基づく規模や業種の類似する他社水準をもとに設計した役位別レンジの範囲内で、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責、経験および貢献に応じ、また当社の業績等も総合的に勘案して個人別に決定いたします。なお、監査等委員である取締役の基本報酬（金銭報酬）は、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

また、決定方針の決定方法は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の原案を取締役会が作成し、指名報酬委員会に諮問し、答申を受け、取締役会において決定方針を決議しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月16日開催の第73期定時株主総会において、年額4億5,000万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名です。また、当該報酬枠とは別枠で、2020年6月19日開催の第77期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を対象に役員向け株式給付信託を導入することにつき決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は7名です。また、2025年6月27日開催の第82期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を対象に役員向け株式給付信託を一部改定することにつき決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は7名です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年6月16日開催の第73期定時株主総会において、年額6,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2025年6月27日開催の取締役会にて代表取締役社長橋本 亜希に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の基本報酬の額ならびに担当部門業績を踏まえた賞与の評価配分については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、代表取締役社長は、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位、業績等に応じて決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当部門の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得たうえで、上記の委任を受けた代表取締役社長が、その答申内容を尊重しつつ決定することとしております。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、非金銭報酬である株式給付信託の内容は取締役会が定めた株式給付規程に基づき決定し、ストック・オプションの内容は指名報酬委員会の答申を踏まえて取締役会が決定いたします。

当社の指名報酬委員会は、報酬等の額の妥当性と決定プロセスの透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として設置した任意の委員会であり、その委員の過半数を独立社外取締役とすることとしています。

④ 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (単位：百万円)	報酬等の種類別の総額 (単位：百万円)			対象となる 役員の員数 (単位：人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	223	142	59	21	7
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	38 (28)	38 (28)	—	—	6 (5)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれていません。
2. 上記報酬等の額は、2020年6月19日開催の第77期定時株主総会および2025年6月27日開催の第82期定時株主総会において、決議いただいた役員向け株式給付信託による当事業年度における株式給付引当金の繰入額（21百万円）を含んでいます。
3. 業績連動報酬等に関する事項
 業績連動報酬等は、短期インセンティブとして、各事業年度の連結売上高および連結営業利益等の業績指標を反映した金銭報酬です。
 当該業績指標を選定した理由は、企業価値の向上を目指すにあたり、収益重視の観点から、売上高・営業利益を経営上の目標の達成状況を判断するための指標としているためです。
 業績連動報酬等の額の算定方法は、各事業年度の連結売上高および連結営業利益額の目標達成率と、親会社株主に帰属する当期純利益を全業務執行取締役共通の評価指標とするほか、各業務執行取締役の担当部門業績評価なども加味して個人別に決定されます。
 なお、当事業年度を含む連結売上高および連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、10頁の「6. 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
4. 非金銭報酬等に関する事項
 非金銭報酬等は、中長期インセンティブとして、業務執行取締役の報酬と当社の業績および株式価値の連動性をより明確化し、業務執行取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、株式給付信託およびストック・オプションを運用いたします。
 当該株式給付信託の交付状況は、15頁の「5. その他株式に関する重要な事項」に記載のとおりです。

5. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職の状況

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役 (監査等委員)	西村 勇作	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 株式会社ヴィス	パートナー弁護士 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	松村 真恵	松村真恵税理士事務所	所長
取締役 (監査等委員)	山本 淳	弁護士法人堂島法律事務所 株式会社レポインターナショナル 株式会社翻訳センター	パートナー弁護士 社外監査役 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	西野 佳代子	西野佳代子税理士事務所	所長
取締役 (監査等委員)	内田 明美	石原産業株式会社 イリソ電子工業株式会社	社外取締役 社外取締役

- (注) 1. 当社と弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所との間に顧問契約を締結しております。
2. 当社と株式会社ヴィスとの間に重要な取引関係はありません。
 3. 当社と松村真恵税理士事務所との間に重要な取引関係はありません。
 4. 当社と弁護士法人堂島法律事務所との間に重要な取引関係はありません。
 5. 当社と株式会社レポインターナショナルとの間に重要な取引関係はありません。
 6. 当社と株式会社翻訳センターとの間に重要な取引関係はありません。
 7. 当社と西野佳代子税理士事務所との間に重要な取引関係はありません。
 8. 当社と石原産業株式会社との間に重要な取引関係はありません。
 9. 当社とイリソ電子工業株式会社との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	主な活動状況および 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	西村 勇作	13/13回 (100%)	12/12回 (100%)	<p>弁護士としての専門的な知見および幅広い経験に基づき、当社の取締役会および監査等委員会において、経営意思決定の妥当性・透明性を確保するための意見・アドバイスを述べていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督・助言等、適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名報酬委員会の委員として、取締役候補者の指名や取締役の報酬等の決定方針に関する透明性判断に際し、積極的な助言・議論を行っております。</p>
取締役 (監査等委員)	松村 真恵	12/13回 (92.3%)	11/12回 (91.6%)	<p>税理士として財務および会計に関する専門的な知見に基づき、当社の取締役会および監査等委員会において、経営意思決定の妥当性・透明性を確保するための意見・アドバイスを述べていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督・助言等、適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名報酬委員会の委員長として、取締役候補者の指名や取締役の報酬等の決定方針に関する透明性判断に際し、積極的な助言・議論を行っております。</p>
取締役 (監査等委員)	山本 淳	13/13回 (100%)	12/12回 (100%)	<p>弁護士としての専門的な知見および幅広い経験に基づき、当社の取締役会および監査等委員会において、経営意思決定の妥当性・透明性を確保するための意見・アドバイスを述べていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督・助言等、適切な役割を果たしております。</p>
取締役 (監査等委員)	西野 佳代子	13/13回 (100%)	12/12回 (100%)	<p>税理士として財務および会計に関する専門的な知見に基づき、当社の取締役会および監査等委員会において、経営意思決定の妥当性・透明性を確保するための意見・アドバイスを述べていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督・助言等、適切な役割を果たしております。</p>
取締役 (監査等委員)	内田 明美	13/13回 (100%)	12/12回 (100%)	<p>経営企画・人事・リスク管理に関する豊富な知見と、他社での企業経営の経験に基づき、当社の取締役会および監査等委員会において、経営意思決定の妥当性・透明性を確保するための意見・アドバイスを述べていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督・助言等、適切な役割を果たしております。</p>

5 会計監査人の状況

1. 名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

(単位：百万円)

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容・職務執行状況・報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、同意しています。
3. 一部の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けています。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査等委員会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する株主総会の議案の内容を決定します。

6 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制の整備

当社の内部統制の基本方針に関する取締役会決議の内容の概要は次のとおりです。

- ① **取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
 - ア. 取締役会をはじめとする重要な会議等を通じた取締役の業務執行の監督の実施
 - イ. 会社情報を適正かつ適時に開示するための体制の整備・運用
 - ウ. 監査等委員会によって決定した監査方針に基づく監査の実施
 - エ. コンプライアンス体制の構築
 - オ. 内部通報制度の整備・運用
 - カ. 反社会的勢力との関係遮断の徹底

- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
 - ア. 文書管理・保存に関する規定の整備・運用
 - イ. 企業秘密・個人情報の適切な管理の実施

- ③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - ア. リスクマネジメントに関する規定の整備・運用ならびに継続的見直しの実施
 - イ. 事業継続計画の策定および教育訓練の実施

- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ア. 統括職による部門横断的な業務執行および執行役員による迅速な業務執行
 - イ. 取締役会の諮問機関として任意の指名報酬委員会の設置
 - ウ. 取締役会・経営会議による迅速かつ効率的な意思の決定
 - エ. 当社グループ全体の中期経営計画策定によるグループ経営の推進

- ⑤ **当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - ア. 関係会社に関する規定の整備・運用
 - イ. 経営会議等を通じての当社グループ全体の業務の適正の確保
 - ウ. 当社グループ各社と連携したコンプライアンス体制の構築

- ⑥ **監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ア. 内部監査部門による補助およびその他の補助使用人に関する規定の整備
 - イ. 内部監査部門の使用人の人事権について監査等委員会が保有
- ⑦ **当社グループにおける取締役、使用人等が当社監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**
- ア. 当社グループにおける当社監査等委員会に対する報告に関する規定の整備・運用
 - イ. 代表取締役との定期的な会合の実施
 - ウ. 監査監督の重要性が一層認知される組織風土の醸成
 - エ. 内部監査部門による当社および当社グループ会社に対する内部監査の実施と監査結果の監査等委員会への提出
- ⑧ **当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ア. 監査等委員会へ報告を行った者に対する不利益な取扱いを禁止する規定の整備
- ⑨ **当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- ア. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の会社負担

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社および子会社の内部監査部門がモニタリングし、その結果は監査等委員会へ報告されるとともに、月1回定時に開催する当社経営会議においても報告を行い、改善を進めております。

② コンプライアンス体制

コンプライアンス規程を根拠として、コンプライアンス委員会を半期に1回以上開催しております。また、従業員向けにコンプライアンスに関する情報を定期的に発信しております。コンプライアンスに関する情報はグループ会社にも共有し、当社グループにおけるコンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。

③ リスクマネジメント体制

リスクマネジメント規程を根拠として、リスクマネジメント委員会を半期に1回以上開催し、リスク課題の抽出・把握、業務別リスク対策および運営状況について協議・評価を行っております。

④ 監査体制

監査等委員会は、指揮命令権および人事権を有する直属の内部監査部門を通じて日常的に情報収集を行うとともに、社内監査等委員である取締役による経営会議およびその他の重要な会議への出席を通じて、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を確認しております。また、当社取締役と定期的に面談を行い、取締役から監査等委員会への情報提供を行うことで監査監督の実効性向上に努めております。

⑤ 子会社管理体制

当社は、子会社取締役を兼任する取締役等を通じて、子会社の業務執行状況をモニタリングしております。また、関係会社管理規程を根拠として、子会社の事業運営に関する重要な事項について、適宜情報交換、協議するなど、子会社の管理・支援の強化に努めております。さらに、重要な子会社については、月1回定時に開催する当社経営会議や定期的に開催する会議にて事業運営に関する重要な事項について報告を行っております。

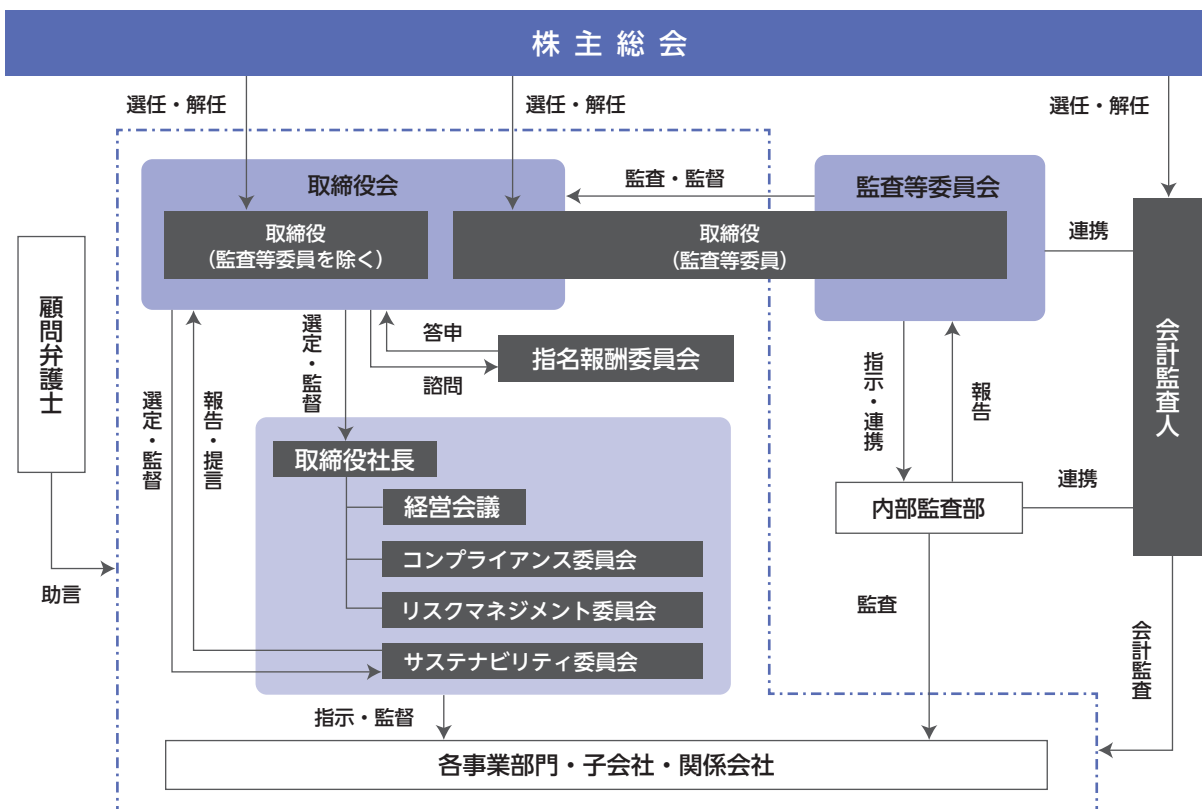
<ご参考> コーポレートガバナンスの体制

<基本的な考え方>

当社は、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と、経営の健全性向上を図ることによって、企業価値を継続して高めていくことを、経営上の最重点課題のひとつとして位置づけています。

その実現のために、株主の皆様をはじめ、取引先・地域社会・従業員等の利害関係者との良好な関係を築くとともに、株主総会・取締役会・監査等委員会・会計監査人など、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレートガバナンスを充実させていきたいと考えています。

また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により、経営の透明性を高めてまいります。



<ご参考> 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会が実効的に運営されていることを客観的に確認するため、「取締役会の実効性評価」を行っております。なお、抽出された課題については必要に応じて改善を図ることといたします。

1. 評価方法

全ての取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対して質問票を配布し、全員からの回答を集計いたしました。

その集計結果、意見等に基づき、取締役会の実効性に関する分析・評価を行いました。

2. 評価項目

取締役会の構成／取締役会の運営／取締役会の議題／取締役会を支える体制 等

※合計26項目に関してアンケート調査を実施。

3. 取締役会の実効性に関する分析・評価の結果概要（2026年3月期）

全体を通じた評価といたしましては、以下の視点等により、取締役会の実効性は概ね確保できているものと確認いたしました。

- ・取締役会の多様性について、とりわけ社外取締役のスキル構成に関し、定時株主総会において新たな社外取締役候補者の提案が予定されており、これにより多様性が増すと考えられる。
- ・取締役会の運営、議題に係る事項（年間スケジュール、議案の範囲・分量、議案の提案時期・事前検討時間等）は概ね適切である。
- ・2025年度から取締役会の開催時間を変更したことにより、これまで以上に十分な審議時間が確保された。

4. 今後の対応

以下の事項については、引き続き、さらなる改善・検討が必要との意見が見られたため、向上に努めてまいります。

- ・取締役会において、中長期的な経営戦略や経営計画に関する議論が断片的にならないよう、総じて議論する時間の確保が必要である。
- ・地政学上のリスク等も顕在化している中、引き続き主要なリスクについて取締役会での議論を深める必要がある。
- ・取締役会に提出される報告資料について、内容や分量、見易さに改善の余地がある。

7 剰余金の配当等に関する方針

当社は、財務状況、利益水準などを総合的に勘案したうえで、安定的かつ継続的に配当を行うことが、経営上の重要な課題であると認識しています。内部留保金は、設備投資、研究開発投資などに充当し、今後の事業展開に積極的に活用し、企業価値を高めるよう努力いたします。

また、2025年5月9日付の「株主還元方針の策定に関するお知らせ」にて開示しているとおり、第4次中期経営計画期間（2026年3月期～2028年3月期）の株主還元方針を以下のとおり定めており、当該期間の終了時点で見直しを行います。

「当社は、財務状況、利益水準などを総合的に勘案したうえで、安定的かつ継続的に配当を行うことが、経営上の重要な課題であると認識しています。本中期経営計画期間（2026年3月期～2028年3月期）の株主還元につきましては、成長投資とのバランスに加え、資本コストと株価を意識した経営を実現していくため、3年間累計で総還元性向（注）100%以上を目標とし、配当金につきましては1株当たり年間170円を下限として実施いたします。ただし、特別な損益等の特殊要因により親会社株主に帰属する当期純利益が大きく変動する事業年度につきましては、その影響を考慮して、株主還元額を決定いたします。内部留保金は、設備投資、研究開発投資などに充当し、今後の事業展開に積極的に活用し、企業価値を高めるよう努力いたします。」

なお、当社は2026年2月1日をもちまして創業110周年を迎えました。つきましては、株主の皆様への感謝の意を表するため、第83期（2026年3月期）の期末配当において、1株当たり10円の記念配当を実施することといたしました。これにより、期末配当金は普通配当85円に記念配当10円を加えた1株当たり95円となり、第83期（2026年3月期）の年間配当金は、中間配当金85円と合わせて、1株当たり180円となります。

第84期（2027年3月期）の配当につきましては、上記の第4次中期経営計画の方針を踏まえ、中間配当90円、期末配当90円の1株当たり年間180円を予定しています。上記の株主還元方針に基づき、3年間累計で総還元性向100%以上を目標としていますが、各年度における総還元性向100%以上を目標とするものではありません。また、配当金につきましては1株当たり年間170円を下限として設定しておりますが、各年度における総還元性向や配当と自己株式取得の配分については、今後の業績見通しや株価動向等を踏まえて決定いたします。

（注）2026年3月期～2028年3月期における株主還元合計額を、同期間における親会社株主に帰属する当期純利益合計額で除した比率

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	28,929
現金及び預金	14,817
売掛金	7,333
電子記録債権	4
商品及び製品	2,404
仕掛品	1,904
原材料及び貯蔵品	2,064
その他	417
貸倒引当金	△15
固定資産	35,219
有形固定資産	28,441
建物及び構築物	8,115
機械装置及び運搬具	5,663
土地	5,467
リース資産	408
建設仮勘定	5,353
その他	3,432
無形固定資産	69
投資その他の資産	6,708
投資有価証券	5,595
繰延税金資産	707
その他	405
貸倒引当金	△0
資産合計	64,149

科目	金額
負債の部	
流動負債	9,085
買掛金	2,026
電子記録債務	673
短期借入金	1,600
1年内返済予定の長期借入金	1,084
未払金	1,231
未払法人税等	732
賞与引当金	394
役員賞与引当金	48
設備関係電子記録債務	656
その他	636
固定負債	7,002
長期借入金	2,871
役員退職慰労引当金	35
株式給付引当金	195
退職給付に係る負債	1,003
資産除去債務	1,111
その他	1,785
負債合計	16,087
純資産の部	
株主資本	45,189
資本金	4,829
資本剰余金	9,748
利益剰余金	32,759
自己株式	△2,148
その他の包括利益累計額	2,635
その他有価証券評価差額金	△228
為替換算調整勘定	2,863
非支配株主持分	236
純資産合計	48,061
負債・純資産合計	64,149

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		36,799
売上原価		28,218
売上総利益		8,581
販売費及び一般管理費		3,936
営業利益		4,644
営業外収益		
受取利息及び配当金	90	
その他	153	244
営業外費用		
支払利息	74	
持分法による投資損失	282	
その他	107	464
経常利益		4,424
特別利益		
固定資産売却益	21	21
特別損失		
固定資産廃棄損	50	
固定資産売却損	0	50
税金等調整前当期純利益		4,395
法人税、住民税及び事業税	1,401	
法人税等調整額	△52	1,348
当期純利益		3,047
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△11
親会社株主に帰属する当期純利益		3,058

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当連結会計年度期首残高	4,829	8,760	31,734	△3,271	42,053
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△2,033		△2,033
親会社株主に帰属する当期純利益			3,058		3,058
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		934		1,124	2,058
株式給付信託による自己株式の取得				△129	△129
株式給付信託による自己株式の処分		42		88	131
譲渡制限付株式報酬		10		40	50
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	988	1,025	1,122	3,136
当連結会計年度末残高	4,829	9,748	32,759	△2,148	45,189
	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	103	2,595	2,699	240	44,992
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△2,033
親会社株主に帰属する当期純利益					3,058
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					2,058
株式給付信託による自己株式の取得					△129
株式給付信託による自己株式の処分					131
譲渡制限付株式報酬					50
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△331	267	△63	△3	△67
当連結会計年度変動額合計	△331	267	△63	△3	3,068
当連結会計年度末残高	△228	2,863	2,635	236	48,061

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	17,798
現金及び預金	6,275
売掛金	5,888
電子記録債権	4
商品及び製品	1,940
仕掛品	1,974
原材料及び貯蔵品	1,486
前払費用	49
その他	194
貸倒引当金	△15
固定資産	26,389
有形固定資産	19,465
建物	4,889
構築物	639
機械及び装置	4,047
車両運搬具	7
工具、器具及び備品	565
土地	2,576
リース資産	2,203
建設仮勘定	4,535
無形固定資産	50
投資その他の資産	6,873
投資有価証券	3,357
関係会社株式	2,653
会員権	4
長期未収入金	135
繰延税金資産	579
その他	143
貸倒引当金	△0
資産合計	44,188

科目	金額
負債の部	
流動負債	5,893
買掛金	1,596
電子記録債務	673
1年内返済予定の長期借入金	696
リース債務	378
未払金	849
未払法人税等	538
未払消費税等	84
設備関係電子記録債務	656
賞与引当金	232
役員賞与引当金	48
その他	138
固定負債	4,567
長期借入金	1,293
リース債務	1,954
退職給付引当金	583
株式給付引当金	195
資産除去債務	356
その他	183
負債合計	10,460
純資産の部	
株主資本	34,087
資本	4,829
資本剰余金	5,926
資本準備金	4,938
その他資本剰余金	988
利益剰余金	25,479
利益準備金	205
その他利益剰余金	25,274
別途積立金	8,700
圧縮積立金	55
繰越利益剰余金	16,518
自己株	△2,148
評価・換算差額等	△359
その他有価証券評価差額金	△359
純資産合計	33,727
負債・純資産合計	44,188

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高 価	24,537
売 上 原 価	17,112
売 上 総 利 益	7,425
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,766
営 業 利 益	3,658
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,054
受 取 賃 貸 料	88
受 取 口 イ ヤ リ テ イ ー	143
デ リ バ テ イ プ 評 価 益	9
そ の 他	20
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	186
為 替 差 損	81
賃 貸 収 入 原 価	12
そ の 他	27
経 常 利 益	4,666
特 別 利 益	
特 定 資 産 売 却 益	6
6	6
特 別 損 失	
特 定 資 産 廃 棄 損	40
40	40
税 引 前 当 期 純 利 益	4,632
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,067
法 人 税 等 調 整 額	△28
1,039	1,039
当 期 純 利 益	3,593

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										株主資本合計
	資本剰余金					利益剰余金					
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	自己株式	
					別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	4,829	4,938	—	4,938	205	8,700	61	14,952	23,919	△3,271	30,416
当期変動額											
剰余金の配当								△2,033	△2,033		△2,033
当期純利益								3,593	3,593		3,593
自己株式の取得										△0	△0
自己株式の処分			934	934						1,124	2,058
株式給付信託による自己株式の取得										△129	△129
株式給付信託による自己株式の処分			42	42						88	131
譲渡制限付株式報酬			10	10						40	50
圧縮積立金の取崩							△5	5	—		—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)											
当期変動額合計	—	—	988	988	—	—	△5	1,565	1,559	1,122	3,670
当期末残高	4,829	4,938	988	5,926	205	8,700	55	16,518	25,479	△2,148	34,087

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
当期首残高	—	—	30,416
当期変動額			
剰余金の配当			△2,033
当期純利益			3,593
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			2,058
株式給付信託による自己株式の取得			△129
株式給付信託による自己株式の処分			131
譲渡制限付株式報酬			50
圧縮積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△359	△359	△359
当期変動額合計	△359	△359	3,310
当期末残高	△359	△359	33,727

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

ステラケミファ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 雅史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ステラケミファ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステラケミファ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

ステラケミファ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 雅史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ステラケミファ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行に関して、監査等委員全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査基準に準拠し、監査方針および職務の分担等を定めた監査計画に基づき、月次に行われる経営に関わる重要な会議およびその他の重要な会議に出席しました。また、代表取締役および各取締役との意見交換会や月次の職務執行状況報告を通じて、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、その使用人から各種会議で報告説明を受けました。さらに、主要会議の議事録や重要な決裁書類等を閲覧しました。また、監査等委員会直属の内部監査部門と連携のうえ、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

主要な子会社については、子会社の取締役を当社取締役が兼務し、監査役も当社の常勤監査等委員長が兼務しており、当該子会社の月次で行われる取締役会およびその他の重要な会議に出席し、当該子会社の取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当該子会社の本社に赴き、事業の報告を受けました。また、子会社の内部統制室から当該子会社で実施した月次監査結果の報告や当該内部統制室が実施した各事業所の監査報告の説明を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構成および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、内部監査部門からは、その実施した監査結果に基づき内部統制に関する評価の報告を受けました。

監査等委員会は毎月定期的に開催され、決議事項を審議するとともに監査等委員間の情報共有に努めました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について、四半期毎の報告を含め今期は計8回の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、会計監査人が行う主要な事業所の往査に立会い、その職務の執行状況を確認いたしました。

なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、子会社等に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築・運用状況についても、経営環境の変化に対応した取り組みが継続的に行われており、内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はなく、その整備および運用についても、継続的な改善が図られているものと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

ステラケミファ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員長 菊 山 裕 久 ㊞

監査等委員 西 村 勇 作 ㊞

監査等委員 松 村 真 恵 ㊞

監査等委員 山 本 淳 ㊞

監査等委員 西 野 佳 代 子 ㊞

監査等委員 内 田 明 美 ㊞

(注) 監査等委員 西村 勇作、松村 真恵、山本 淳、西野 佳代子および内田 明美は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上